

高島市環境センターダイオキシン類濃度基準超過事案にかかる 損害賠償請求・求償について

■経緯

1. 平成26年4月に会計検査院の調査により、高島市環境センターから排出した「ばいじん」のダイオキシン類濃度が、ダイオキシン類対策特別措置法および大阪湾広域臨海環境整備センターの廃棄物受入規程の判断基準（3ng-TEQ/g）を超過しているにもかかわらず、平成19年度から平成25年度までの7年間の長きにわたり、再測定により超過数値を隠ぺいし、同ばいじん処理物を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出していた事実が判明した。
2. このため、平成26年6月に「高島市環境センターダイオキシン類濃度の基準超過に関する第三者調査委員会」を設置し、第三者による原因究明並びに再発防止策の調査研究等を行ってきた。
3. その中で同報告書（平成27年2月20日）による第1章-3-(2)-②（職員の法令遵守および組織の危機管理意識の欠如）の項目は

「関係職員からの聞き取りや残された公文書の調査を通じ判明したことは、法令遵守の意識の欠如であり、また組織における課題への迅速・適正な対応を先送りしており、危機管理に対する管理監督者の責任とその役割が果たされていないことが大きな原因といわざるを得ない。このような事態となったことに関し、これまで関わった市職員（退職者を含む。）の責任は重大である。」と記された。

こうした経緯を踏まえ、これまで法律の専門家の意見を聞きながら、高島市が負担した調査費用等について、関係者に対する求償について検討した結果、関係事業者に対しては、民法に基づく損害賠償請求、関係市職員等に対しては、国家賠償法に基づき求償すべきとの判断に至った。

■損害賠償請求・求償の根拠

- ・【民法第415条】（債務不履行による損害賠償）

債務者がその責務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも同様とする。

- ・【民法第709条】（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- ・【民法第724条】（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

・【国家賠償法第1条】

2 公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

■損害賠償対象経費（求償は明細1のみ）

明細1

内 容	支払金額
1. 環境影響調査費	2,170,800 円
(1) 神戸沖処分場ダイオキシン類・水質調査	824,040 円
(2) 神戸沖処分場ダイオキシン類・粉じん調査	807,840 円
(3) 尼崎基地ダイオキシン類・粉じん調査	538,920 円
2. 廃棄物緊急分析調査費等（ボーリング調査含む）	24,766,560 円
3. その他経費	1,679,512 円
(1) 会場借上費	63,408 円
(2) 人件費（旅費含む）	1,616,104 円
合 計	28,616,872 円

明細2

内 容	支払金額
1. 不燃物保管費	886,085 円
(1) 土のう袋	819,562 円
(2) フォークリフトリース	66,523 円
2. 不燃物ダイオキシン類分析調査費	6,515,640 円
3. 不燃物搬出積込費	9,614,500 円
4. 不燃物処分料値上がり分（平成27年度単価改定）	580,176 円
合 計	17,596,401 円

■損害賠償・求償対象者及び金額

関係事業者	11,500,000 円
関係市職員等（21名）	7,150,000 円
合計	18,650,000 円

■損害賠償・求償請求書の発送日時

平成28年 7月15日（金）

■支払期限

平成28年 8月31日（水）